

提案説明書
(提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務)

1 提案説明書の目的

この提案説明書は、札幌市が実施する「提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的としています。

2 業務の概要

(1) 業務名

提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務

(2) 業務の目的

札幌市では、平成 29 年 12 月 1 日に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある方がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境づくりを進めていくこととしています。

この業務は、このような環境づくりの一環として、障がい特性に応じたコミュニケーション手段*に対する市民の理解を深めるため、市民向けの講座を運営するものです。

※ 手話（触手話および弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段。

(3) 契約候補者の選定

「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」に基づき、公募型企画競争により提案を募り、優秀であると判断された企画候補者を契約候補者として選定します。

3 履行期間

契約の日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

4 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

5 委託金額・委託予定数

1 者当たり 200 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。採用数は 5 者を予定しています。

6 参加資格

事業の実施に必要な能力を有する法人又は法人格を有しない団体であって、以下に掲げる(1)から(6)までの要件を全て満たす者であること。

(1) 札幌市内に事務所又は活動拠点を有すること。

- (2) 過去1年以上、障がい者の福祉の増進に関する活動実績があること。
- (3) 法人格を有しない団体においては、目的、活動方針、意思決定方法等の必要な事項について、定款、規約、会則又は設立趣意書その他の規程が作成されていること。
- (4) 以下の要件に該当しない者であること。
- ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
 - エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (5) 次のア又はイに掲げる条件に該当しないこと。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者
 - イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている者
- (6) 事業協同組合等の組合がこの提案に参加する場合において、当該組合等の構成員が構成員単独での提案参加を希望していないこと。

7 参加に必要な書類の入手方法

必要な書類は以下の札幌市保健福祉局ホームページから入手することができます。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/kikakukyoso/communicatio>

8 企画提案等に対する質問及び回答

(1) 質問の送付方法

企画提案に関する質問は、電子メールの件名を「質問（市民講座企画運営業務）」とし、本文に質問内容、法人名（団体名）、担当者名、連絡先（電子メールアドレス、電話番号）を記載して送付してください。原則として画像データ等のファイル添付は認めません。

(2) 送付先及び提出期限

「17 問い合わせ先・各種書類の提出先」に記載の電子メールアドレスあてに、「15 スケジュール」に記載の期限までに送付してください。

(3) 回答内容の公開

回答は、電子メールにより随時行うとともに、「15 スケジュール」に記載の期日までに、原則としてホームページに掲載します（法人名等は公開しません。）。

9 参加の表明

この公募型企画競争に参加しようとする場合は、以下の関係書類を「15 スケジュール」に記載する期日までに、「17 問い合わせ先・各種書類の提出先」まで、郵送又は持参により提出してください。

なお、この参加の表明の後に辞退を希望する場合は、「辞退届（様式3）」を提出してください。

書類名	様式	備考
(1) 参加表明書	様式1	
(2) 登記事項証明書	—	法人格を有しない団体にあつては、下記の全ての書類を提出すること。 ① 当該団体の管理運営等を定めた規程 ② 代表者選任に係る議事録等（①に代表者の規定がある場合は省略可） ③ 代表者個人の住民票の写し（本籍と戸籍の筆頭者が記載されたもの。個人番号は記載しないこと。）
(3) 直近年度（年）の納税証明書（「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明）	—	法人格を有しない団体にあつては、代表者個人の市区町村税の未納がない旨の証明書を提出すること。
(4) 財務諸表（直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書）	—	法人格を有しない団体にあつては、貸借対照表及び損益計算書に相当する書類を提出すること。
(5) 参加資格を有する旨の申出書	様式2	

※1 (2)及び(3)については、3か月以内に発行されたものに限る（写し可）。

※2 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者は、(2)から(5)までの書類の提出を要しない。

10 参加資格の審査等

(1) 参加資格の審査

参加の表明があった場合、随時その内容を審査し、結果を通知します。審査において参加資格を満たしていないことが判明した場合、企画提案の関係書類は受け付けません。

また、参加資格の審査後であっても、参加資格に該当しないことが判明した場合、提案書類の受付又は評価を実施しません。

(2) 参加資格に関する苦情の申立て

参加資格を満たさない旨の通知を受けた日の翌日から起算して10日（土日祝日を除く。）以内に、その理由について苦情の申立てを行うことができます。

11 企画提案書類の提出

事前に「9 参加の表明」を行った上で、以下とおり企画提案書類を提出してください。

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 企画提案書類

ア 企画提案書（様式4） 1部

イ 企画提案内容（様式5） 8部

A4縦づかい、片面印刷（カラー可）にて提出してください。

ウ 見積書 1部

様式は任意としますが、項目ごとの数量及び金額が分かるよう作成してください。

(5) 企画提案書類の取扱い

選定結果を除き、提出された企画提案書類は公表しません。ただし、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開することとなります。

12 提案を求める内容

(1) 業務遂行能力

本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。

(2) 講座の企画

「2 業務の概要」で示した障がい者コミュニケーション市民講座について、案一式を提案すること。なお、以下の事項を含めること。

・講座内容・講師例、開催手法

(3) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

13 契約候補者の選定方法

企画提案の評価は、「提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運營業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」といいます。）が実施します。

(1) 予備審査

多数の者から企画提案書類が提出された場合、企画提案書類による予備審査を実施し、8者程度を選考します。結果は、書面にて通知します。

(2) 本審査（ヒアリング）

実施委員会がヒアリングを行い、企画提案を選考します。ヒアリングは1者15分（説明8分、質疑7分）とし、企画提案書類以外の資料の使用は認めません。

ヒアリングに際し、通訳者等を必要とする場合、企画提案者において手配してください。

日程及び会場は以下のとおり予定していますが、詳細は企画提案者に通知します。

ア 日程 令和4年10月31日（月）【予定】

イ 会場 札幌市役所本庁舎 会議室【予定】

(3) 審査方法

別紙の評価基準に基づき審査し、最低評価基準点以上に達し、かつ総合点の高い企画提案者上位5名を契約候補者として選定します。

なお、総合点が同点である者がいるために上位5名を確定できないときは、評価基準のうち「(4) 整合性」の各委員の採点の合計点数が高い者から順次契約候補者とし、それでもなお上位6名を確定できないときは、順次、「(5) 具体性」以下の項目について、各委員の採点の合計点数の高い者から契約候補者とします。

なお、企画提案者が5者を下回る場合においても、最低評価基準点に達するものに限って、契約候補者として選定します。

(4) 選定結果に関する疑義の申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立を行うことができます。

14 企画競争参加に際しての注意事項

(1) 提出書類の変更等

企画提案書類の提出後の変更、差換え等は認めません。

(2) 費用負担

企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とします。

(3) 著作権等

ア 著作権の帰属

企画提案書類の著作権は、各企画提案者に帰属します。

イ 他者の知的財産権

企画提案者は、札幌市に対し、企画提案の内容が第三者の著作権、著作人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権も侵害していないことを保障するものとします。

ウ 札幌市による著作権等の利用

札幌市が本企画競争の実施その他の関連業務での使用を必要とするときは、札幌市がその内容を利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとします。

15 委託契約締結に当たっての留意事項

(1) 契約の方法

札幌市は、「12 契約候補者の選定方法」により選定された契約候補者と、所定の手続きを経て、委託契約を随意契約の方法により締結します。なお、契約に当たっては、企画提案のあった内容を調整することがあります。

(2) 契約保証金

契約の締結に際しては、札幌市契約規則第 24 条により、その履行を保障するための契約保証金の納付が必要です。ただし、同規則第 25 条により納付を免除することがあります。

(3) 委託料の支払い

委託料は、原則として業務の完了後に一括して支払います。

16 スケジュール ※ 郵送の場合はいずれも必着であること。

項目	日程
企画競争実施委員会	書面開催
質問受付 締切	令和 4 年 10 月 19 日（水）
参加表明 締切	令和 4 年 10 月 19 日（水）
質問への最終回答	令和 4 年 10 月 21 日（金）
企画提案書類提出 締切	令和 4 年 10 月 25 日（火）
予備審査	令和 4 年 10 月 27 日（木）【予定】
ヒアリング審査	令和 4 年 10 月 31 日（月）【予定】
審査結果 通知・公表	令和 4 年 11 月 2 日（水）【予定】
契約締結	令和 4 年 11 月 7 日（月）【予定】

17 参考資料

下記の札幌市公式ホームページにおいて公開している「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の条文やパンフレット等を参考として、企画提案してください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/communication/index.html>

18 問い合わせ先・各種書類の提出先

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階
保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

在宅福祉係 担当：荒木

電話：011-211-2936 ファクス：011-218-5181

電子メール：zaitaku@city.sapporo.jp